

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第7部門第3区分

【発行日】令和3年4月22日(2021.4.22)

【公開番号】特開2019-193240(P2019-193240A)

【公開日】令和1年10月31日(2019.10.31)

【年通号数】公開・登録公報2019-044

【出願番号】特願2018-153309(P2018-153309)

【国際特許分類】

H 04 M 1/11 (2006.01)

G 06 F 1/16 (2006.01)

【F I】

H 04 M 1/11 Z

G 06 F 1/16 3 1 3 A

【手続補正書】

【提出日】令和3年3月12日(2021.3.12)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

使用者による携帯端末機器の使用を補助する補助装置であって、

使用者の前面に当接させる当接部と、

使用者の手を前記当接部から所定の距離に支持する、使用者の片手又は両手に合わせた幅の支持部と、

前記当接部と前記支持部とを連結する連結部と、

使用者の体から掛けたて使用するベルトを留める留め部と、

を備えることを特徴とする補助装置。

【請求項2】

前記当接部又は前記支持部のいずれか一方は、他方を収納する収納部を備え、

前記連結部は、前記当接部と前記支持部とを互いに回転可能に支持する回転支持部を備え、

前記回転支持部は、前記当接部又は前記支持部のいずれか一方が他方を収納した収納状態と、前記収納部から展開した展開状態との間を移行可能とすることを特徴とする請求項1に記載の補助装置。

【請求項3】

前記支持部には、前記使用者の手を載せる支持面に凹部を備えることを特徴とする請求項1又は請求項2に記載の補助装置。

【請求項4】

前記連結部は、シート状の材料によって形成されていることを特徴とする請求項1に記載の補助装置。

【請求項5】

前記連結部には、折り畳むための折り目が前記シート状の材料に予め形成されていることを特徴とする請求項4に記載の補助装置。

【請求項6】

前記当接部、前記支持部及び前記留め部は、1枚のシート状の材料に設けられ、

前記シート状の材料を折り曲げて組み立てるものであることを特徴とする請求項1に記

載の補助装置。

【請求項 7】

前記留め部は、前記連結部に設けられていることを特徴とする請求項 1 に記載の補助装置。

【手続補正 2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0020

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0020】

また、上記補助装置において、前記当接部、前記支持部及び前記留め部は、1枚のシート状の材料に設けられ、前記シート状の材料を折り曲げて組み立てるものであることとしてもよい。

【手続補正 3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0021

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0021】

この構成によれば、使用時に組み立てる構成とすることにより、使用時までは薄いシート状の状態で用意することができ、体積をとらずに販売等を行うことができる。

また、上記補助装置において、前記留め部は、前記連結部に設けられていることとしてよい。